



阪神水道企業団公報

平成24年4月16日(月)

第243号

毎月15日発行

目 次

◇条 例◇

- 資金剰余金の取崩しに関する条例
- 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

◇規 則◇

- 阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
- 分賦基本水量等の決定
- 平成24年度阪神水道企業団水道事業会計予算
- 相互救済事業の委託

◇公 告◇

- 平成24年度尼崎浄水場特別開放イベント企画・運營業務の公募型プロポーザル方式の実施について

◇任 免◇

◇条 例◇

資金剰余金の取崩しに関する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団条例第1号

資本剰余金の取崩しに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、資本的剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産が滅失等した場合における当該資本剰余金の取崩しについて定めるものとする。

(資本剰余金)

第2条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団条例第2号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第31条において準用する第12条第1項及び第2項並びに第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事)

第2条 法第31条において準用する法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道施設の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び

水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号に規定する課程又は学科目を修得して卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団条例第3号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第13項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

◇規則◇

阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月15日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団規則第1号

阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団公印規則（昭和35年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保管及び責任)</p> <p>第3条 公印は次の各号に定める課、場、センター、所及び室において管守し、その長（以下「公印管守者」という。）が保管及び使用の責に任ずる。</p>	<p>(保管及び責任)</p> <p>第3条 公印は次の各号に定める課、場、センター、所及び室において管守し、その長が保管及び使用の責に任ずる。</p>

<p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 公印は、特に<u>公印管守者</u>の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>3 <u>公印管守者</u>は、公印の紛失又はき損等事故があつたときは、直ちに企業長に届けなければならない。</p> <p><u>(公印取扱主任)</u></p> <p><u>第3条の2 公印管守者は、必要であると認めるときは、公印取扱主任を定め、公印の保管、使用その他関係事務を処理させることができる。</u></p> <p>2 <u>公印取扱主任は、公印管守者が指定する。</u></p> <p><u>(公印の使用)</u></p> <p>第5条 公印を使用するときは、公印を受けようとする文書に決裁済の原議書を添えて、当該<u>公印管守者（公印取扱主任を定めた場合は、公印取扱主任とする。）</u>に提示し、公印使用簿（様式第2号）に所要の事項を記載しなければならない。</p> <p>様式第2号 公印使用簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用年月日</th> <th colspan="3">使用者</th> <th rowspan="2">件名</th> <th rowspan="2">公印種別</th> <th rowspan="2">使用枚数</th> <th rowspan="2">公印取扱主任</th> <th rowspan="2">公印管守者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>所 属</th> <th>氏 名</th> <th>印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	使用年月日	使用者			件名	公印種別	使用枚数	公印取扱主任	公印管守者	備考	所 属	氏 名	印																															<p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 公印は、特に<u>管守課場所室長</u>の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>3 公印の紛失又はき損等事故があつたときは、直ちに企業長に届けなければならない。</p> <p><u>(公印の使用)</u></p> <p>第5条 公印を使用するときは、公印を受けようとする文書に決裁済の原議書を添えて、当該<u>公印を管守する長（以下「公印管守者」という。）</u>に提示し、公印使用簿（様式第2号）に所要の事項を記載しなければならない。</p> <p>様式第2号 公印使用簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用年月日</th> <th colspan="3">使用者</th> <th rowspan="2">件名</th> <th rowspan="2">公印種別</th> <th rowspan="2">使用枚数</th> <th rowspan="2">業務担当者印</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>課場センター所室名</th> <th>氏 名</th> <th>印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	使用年月日	使用者			件名	公印種別	使用枚数	業務担当者印	備考	課場センター所室名	氏 名	印																											
使用年月日		使用者									件名	公印種別	使用枚数	公印取扱主任	公印管守者	備考																																																																			
	所 属	氏 名	印																																																																																
使用年月日	使用者			件名	公印種別	使用枚数	業務担当者印	備考																																																																											
	課場センター所室名	氏 名	印																																																																																
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>																																																																																			

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

◇ 訓 令 ◇

訓令第1号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月29日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団決裁規程（平成6年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(企業長決裁) 第4条 省略 2 省略 (1)～(26) 省略 (27) 1件 <u>1億円</u> を超える工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びに請負契約及びこれらの変更に関する事 (28) 1件 <u>3,000万円</u> を超える物件の調達決定及び契約並びにその変更に関する事 (29) <u>予定賃貸借料の年額又は総額が300万円</u> を超える物件の貸借決定及び契約に関する事 (30) 省略 (31) 前 <u>4号</u> に掲げる契約のほか、重要な契約に関する事。				(企業長決裁) 第4条 省略 2 省略 (1)～(26) 省略 (27) 1件 <u>300万円</u> を超える工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びに請負契約及びこれらの変更に関する事 (28) 1件 <u>300万円</u> を超える物件の調達決定及び契約並びにその変更に関する事 (29) 省略 (30) 前 <u>3号</u> に掲げる契約のほか、重要な契約に関する事。			
別表第1号（第6条関係）				別表第1号（第6条関係）			
部名	課名	部長専決事項	課長専決事項	部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	1～14 省略 15 1件 <u>2,000万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関する事 16 1件 <u>500万円</u> 以下の物件の調達契約及びその変更に関する事 17～18 省略	1～27 省略 28 1件 <u>250万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関する事 29 1件 <u>100万円</u> 以下の物件の調達契約及びその変更に関する事 30～32 省略	総務部	総務課	1～14 省略 15 1件 <u>100万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託の契約及びその変更に関する事 16 1件 <u>100万円</u> 以下の物件の調達契約及びその変更に関する事 17～18 省略	1～27 省略 28 1件 <u>30万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託の契約並びにその変更に関する事 29 1件 <u>30万円</u> 以下の物件の調達契約及びその変更に関する事 30～32 省略
	財務課	1～5 省略	1～20 省略		財務課	1～5 省略	1～20 省略
技術部	浄水管理課	1 省略 2 1件 <u>2,000万円</u> 以下の受託工事の受理、設計及び精算に関する事 3 1件 <u>2,000万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託	1～4 省略 5 1件 <u>250万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する事	技術部	浄水管理課	1 省略 2 1件 <u>100万円</u> 以下の受託工事の受理、設計及び精算に関する事 3 1件 <u>100万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託の	1～4 省略 5 1件 <u>30万円</u> 以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する事

		の検収並びに完成の認定に関する こと。 4 省略				検収並びに完成の認定に関する こと。 4 省略	
	施設管理課	1 省略 2 1件2,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。	1～5 省略 6 1件250万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。 7 省略		施設管理課	1 省略 2 1件100万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。	1～5 省略 6 1件30万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。 7 省略
	工務課	1 省略 2 1件2,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。	1 1件250万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。 2～3 省略		工務課	1 省略 2 1件100万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。	1 1件30万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関する こと。 2～3 省略

別表第2号（第7条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
1～10 省略	1～12 省略
11 1件2,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する こと。ただし、総務部長の合議を必要とする。	13 1件250万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する こと。ただし、総務部財務課長（以下「財務課長」という。）の合議を必要とする。
12 1件500万円以下の物件の調達決定及びその変更に関する こと。ただし、総務部長の合議を必要とする。	14 1件100万円以下の物件調達の執行の決定（第16号に規定するものを除く。）に関する こと。ただし、財務課長の合議を必要とする。
13～14 省略	15 1件30万円以下の物件の調達決定及びその変更（第16号に規定するものを除く。）に関する こと。 16 省略 17 1件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関する こと。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを

別表第2号（第7条関係）

部長共通専決事項	課長共通専決事項
1～10 省略	1～12 省略
11 1件100万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する こと。ただし、総務部長の合議を必要とする。	13 1件30万円以下の工事、修繕及び業務委託の執行の決定並びにその変更に関する こと。ただし、総務部財務課長（以下「財務課長」という。）の合議を必要とする。
12 1件100万円以下の物件の調達決定及びその変更に関する こと。ただし、総務部長の合議を必要とする。	14 1件30万円以下の物件の調達決定及びその変更（第15号に規定するものを除く。）に関する こと。ただし、財務課長の合議を必要とする。
13～14 省略	15 省略 16 1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定、 契約並びにそれらの変更に関する こと。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固

<p>除く。</p> <p><u>18</u> 1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関する事。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。</p> <p><u>19</u> 省略</p> <p><u>20</u> 省略</p>	<p>定資産の購入に係るものを除く。</p> <p><u>17</u> 省略</p> <p><u>18</u> 省略</p>
別表第3号（第8条関係）	別表第3号（第8条関係）
場長及び所長専決事項	場長及び所長専決事項
<p>1～9 省略</p> <p>10 1件100万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定に関する事。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。</p> <p><u>11</u> 1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る契約並びにそれらの変更に関する事。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。</p> <p><u>12</u> 省略</p>	<p>1～9 省略</p> <p>10 1件30万円以下の物品の購入及び修繕に係る執行の決定、<u>契約並びにそれらの変更に関する事</u>。ただし、直営工事の材料、貯蔵品及び固定資産の購入に係るものを除く。</p> <p><u>11</u> 省略</p>
備考	
<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

◇ 管 理 規 程 ◇

阪神水道企業団管理規程第1号

阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月27日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団水道技術管理者に関する規程（平成19年管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(任命) 第2条 水道技術管理者は、<u>布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年条例第2号)第4条</u>に規定する資格を有する者のうちから、企業長が任命する。</p>	<p>(任命) 第2条 水道技術管理者は、<u>水道法施行令(昭和32年政令336号)第6条</u>に規定する資格を有する者のうちから、企業長が任命する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第2号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程(平成18年管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部、課等の設置) 第1条 企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係(以下「部、課等」という。)を置く。 総 務 部 総 務 課 省略 経営企画課 企画調整係 業務改善係 財 務 課 省略 技 術 部 省略 (部、課等に置く職) 第2条 省略 <u>2 部、課等に次長、主幹、副場長、副所長、主査及び主任を置くことがある。</u></p>	<p>(部、課等の設置) 第1条 企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係を置く。 総 務 部 総 務 課 省略 経営企画課 企画調整係 業務改善係 調 査 係 財 務 課 省略 技 術 部 省略 (部、課等に置く職) 第2条 省略 <u>2 企業長が必要と認めるときは、部に次長を、部、課、場、センター及び所に主幹を、場に副場長を、センター及び所に副所長を、課、場、センター、所及び室</u></p>

<p><u>3 部に部付、課に課付を置くことがある。</u> (事務分掌) 第7条 部、課等においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部 総務課 総務係 (1)～(8) 省略 (9) <u>国、関係機関並びに構成団体との連絡調整（危機時の連絡調整を含む。）に関すること。</u> (10) 省略 (11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略 (19) 省略</p> <p>職員係 (1)～(4) 省略 (5) <u>研修及び人材育成に関すること。</u> (6)～(7) 省略 (8) <u>社会保険（労働者災害補償保険及び雇用保険を含む。）に関すること。</u> (9)～(11) 省略</p> <p>契約係 省略</p> <p>経営企画課 企画調整係 (1)～(2) 省略 (3) <u>予算編成に関すること。</u> (4) 省略 (5) <u>水資源に関すること。</u> (6) <u>経営に係る構成団体との総合調整に関すること。</u> (7) 省略 (8) <u>課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（総務部総務課契約係（以下「契約係」という。）の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p>	<p><u>又は係に主査及び主任を置くことがある。</u></p> <p>(事務分掌) 第7条 部、課、<u>場、センター、所、室及び係</u>においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部 総務課 総務係 (1)～(8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略</p> <p>職員係 (1)～(4) 省略 (5) 研修に関すること。 (6)～(7) 省略 (8) 社会保険に関すること。 (9)～(11) 省略</p> <p>契約係 省略</p> <p>経営企画課 企画調整係 (1)～(2) 省略 (3) 省略 (4) <u>社団法人滋賀県造林公社に関すること。</u> (5) <u>構成団体との総合調整に関すること。</u> (6) 省略 (7) <u>課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（総務部総務課契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p>
---	--

<p>(9) 省略 業務改善係 省略</p> <p>財 務 課 財 務 係</p> <p>(1) 予算管理に関すること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 長期貸付金、基金及び出資による権利に関すること。</p> <p>(6) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>経 理 係</p> <p>(1) 現金、<u>預金及び有価証券</u>の出納保管に関すること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 財産の取得、<u>借上げ、管理</u>（事業目的に供しているものの管理を除く。）、<u>処分及び補償</u>並びに不動産の有効活用に関すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>火災保険に関すること。</u>（<u>契約係の所管に属するものを除く。</u>）</p> <p>(8) 省略 (9) 省略 (10) 省略</p> <p>技 術 部 浄水管理課 事 務 係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 維持管理工事（業務委託を含む。以下同じ。）、改良工事及び災害復旧工事並びに受託工事（以下「工事」という。）の施</p>	<p>(8) 省略 業務改善係 省略 <u>調 査 係</u></p> <p>(1) <u>施設整備計画の策定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水道技術に係る調査及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>積算制度に関すること。</u></p> <p>(4) <u>水資源に関すること（社団法人滋賀県造林公社に関するものを除く。）。</u></p> <p>財 務 課 財 務 係</p> <p>(1) <u>予算編成及び予算管理</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 長期貸付金、基金及び出資による権利に関すること。<u>ただし、社団法人滋賀県造林公社に関するものを除く。</u></p> <p>(6) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>総務部総務課契約係</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>経 理 係</p> <p>(1) 現金、有価証券の出納保管に関すること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 財産の取得、管理（事業目的に供しているものの管理を除く。）、<u>処分及び補償</u>並びに不動産の有効活用に関すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略 (8) 省略 (9) 省略</p> <p>技 術 部 浄水管理課 事 務 係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 維持管理工事（業務委託を含む。以下同じ。）、改良工事及び災害復旧工事並びに受託工事（以下「工事」という。）の施</p>
---	---

<p>行手続及び精算に関すること。 ただし、<u>技術部施設管理課</u>（以下「<u>施設管理課</u>」という。）及び<u>技術部工務課</u>（以下「<u>工務課</u>」という。）の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>浄水管理係</p> <p>(1) <u>浄水処理、水質管理等の水道技術</u>に係る調査、研究、開発、企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) 工事の設計の審査に関すること。ただし、送水管理係並びに<u>施設管理課</u>及び<u>工務課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(7) 省略</p> <p>送水管理係</p> <p>(1) 送水に係る<u>調査、研究、企画</u>及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>企業団の危機管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>施設整備計画</u>に関すること。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>施設管理課 企画係</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 設備に係る工事（以下「<u>設備工事</u>」という。）の設計の審査に関すること。ただし、設備係並びに<u>技術部浄水管理課</u>（以下「<u>浄水管理課</u>」という。）及び<u>工務課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>環境に係る調査、研究、企画、評価及び分析</u>に関すること。</p>	<p>行手続及び精算に関すること。 ただし、<u>技術部施設管理課</u>及び<u>技術部工務課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>総務部総務課契約係</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>浄水管理係</p> <p>(1) <u>浄水処理及び水質管理</u>に係る調査、研究、開発、企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) 工事の設計の審査に関すること。ただし、送水管理係並びに<u>技術部施設管理課</u>及び<u>技術部工務課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(7) 省略</p> <p>送水管理係</p> <p>(1) 送水に係る<u>計画</u>及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>施設管理課 企画係</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 設備に係る工事（以下「<u>設備工事</u>」という。）の設計の審査に関すること。ただし、設備係並びに<u>技術部浄水管理課</u>及び<u>技術部工務課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(4)～(5) 省略</p>
--	---

(7) 工事の施行手続及び精算に関すること。ただし、浄水管理課及び工務課の所管に属するものを除く。

(8) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。

設 備 係

(1) 設備工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、センター及び所の所管に属するものを除く。

(2) 設備工事の設計の審査に関すること。ただし、企画係並びに浄水管理課及び工務課の所管に属するものを除く。

(3)～(6) 省略

工 務 課

施設整備係

(1) 施設（構造物及び建築物をいう。以下この項において同じ。）の整備に係る工事の企画及び総合調整に関すること。

(2) 省略

(3) 施設に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課、センター及び所の所管に属するものを除く。

(4) 設計積算制度に関すること。

(5) 省略

(6) 工事の施行手続及び精算（制度に関することを含む。）に関すること。ただし、浄水管理課及び施設管理課の所管に属するものを除く。

(7) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。

管路整備係

(1) 省略

(2) 導送配水管路の整備に係る工事の企画及び総合調整に関する

(6) 工事の施行手続及び精算に関すること。ただし、技術部浄水管理課及び技術部工務課の所管に属するものを除く。

(7) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（総務部総務課契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。

設 備 係

(1) 設備工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、各場、センター及び所の所管に属するものを除く。

(2) 設備工事の設計の審査に関すること。ただし、企画係並びに技術部浄水管理課及び技術部工務課の所管に属するものを除く。

(3)～(6) 省略

工 務 課

施設整備係

(1) 施設（構造物及び建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び管路の整備に係る工事の企画及び総合調整に関すること。

(2) 省略

(3) 施設に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課、場、センター及び所の所管に属するものを除く。

(4) 省略

(5) 工事の施行手続及び精算に関すること。ただし、技術部浄水管理課及び技術部施設管理課の所管に属するものを除く。

(6) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（総務部総務課契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。

管路整備係

(1) 省略

(2) 導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督

<p><u>こと。</u></p> <p>(3) <u>導送配水管路の維持管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課、センター及び所の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>浄水管理事務所 総務課</p> <p>(1) <u>所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>浄水課 省略 施設課 省略</p> <p><u>所管区域は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>大道取水口から猪名川送水路尼崎市及び西宮市境まで</u></p> <p>(2) <u>淀川取水口から尼崎送水路尼崎市及び西宮市境まで</u></p> <p>(3) <u>東部配水管路</u></p> <p>送水センター 事務係</p> <p>(1) <u>センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>送水係</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>前号の作業における水質管理に関すること。</u></p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>施設係 省略</p> <p><u>所管区域は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>猪名川送水路尼崎市及び西宮市境から芦部谷送水路終点並びに神戸送水路終点まで</u></p> <p>(2) <u>1期尼崎送水路尼崎市及び西</u></p>	<p>に関すること。ただし、技術部各課、<u>場、センター及び所の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>浄水管理事務所 総務課</p> <p>(1) <u>所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（総務部総務課契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>浄水課 省略 施設課 省略</p> <p><u>所管区域 大道取水口から猪名川送水路武庫川左岸双口空気弁及び尼崎市常松地点双口空気弁に至るまで、淀川取水口から尼崎送水路武庫川右岸制水弁まで並びに東部配水管路。</u></p> <p>送水センター 事務係</p> <p>(1) <u>センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（総務部総務課契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>送水係</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>送水及び配水作業における水質管理に関すること。</u></p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>施設係 省略</p> <p><u>所管区域 尼崎送水路武庫川右岸制水弁下流側から甲山送水路終点まで、猪名川送水路武庫川左岸双口空気弁及び尼崎市常松地点双口空気弁並びに尼</u></p>
---	--

<p><u>宮市境から越木岩送水路篠原量水池まで</u></p> <p>(3) <u>2期尼崎送水路尼崎市及び西宮市境から甲山送水路終点まで</u></p> <p>(4) <u>芦屋送水路</u></p> <p>(5) <u>中部配水管路</u></p> <p>(6) <u>西部配水管路</u></p> <p>水質試験所 事務係</p> <p>(1) 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>調査係 省略</p> <p>検査係</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。<u>ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。</u></p>	<p><u>崎送水路武庫川右岸制水弁下流側から越木岩送水路篠原量水池及び芦部谷送水路終点並びに神戸送水路終点まで、及び芦屋送水路、中部配水管路及び西部配水管路。</u></p> <p>水質試験所 事務係</p> <p>(1) 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>総務部総務課契約係の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>調査係 省略</p> <p>検査係</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。</p>
---	--

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第3号

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団財務規程（昭和29年管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(経営企画課主管帳簿)</u></p> <p><u>第5条の2 総務部経営企画課長は、次に掲げる帳簿を備えて、出資及び長期貸付金（社団法人滋賀県造林公社に係るもの</u></p>

<p>(予算単価表)</p> <p>第148条 <u>総務部経営企画課長</u> (以下「<u>経営企画課長</u>」という。)は、毎年10月現在にて共通物件の予算単価表を作成し、11月末日までに各課長に送付しなければならない。</p> <p>2 省略 (予算の見積書作成)</p> <p>第150条 <u>経営企画課長</u>は、前条の要求書を審査し総合調整して予算の見積りに関する書類を作成し企業長の決裁を経なければならない。</p> <p>別表 1 3 資産勘定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>附 記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>投 資</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>基 金</td> <td></td> <td>基金設置条例に基き保有する資産</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>長 期 未 収 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	附 記	固定資産						投 資											基 金		基金設置条例に基き保有する資産			長 期 未 収 金			流動資産					<p>に限る。)に関する事項を整理しなければならない。</p> <p>(1) <u>出資金台帳</u> (2) <u>長期貸付金台帳</u> (予算単価表)</p> <p>第148条 <u>財務課長</u>は、毎年10月現在にて共通物件の予算単価表を作成し、11月末日までに各課長に送付しなければならない。</p> <p>2 省略 (予算の見積書作成)</p> <p>第150条 <u>財務課長</u>は、前条の要求書を審査し総合調整して予算の見積りに関する書類を作成し企業長の決裁を経なければならない。</p> <p>別表 1 3 資産勘定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>附 記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>投 資</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>基 金</td> <td></td> <td>基金設置条例に基き保有する資産</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	附 記	固定資産						投 資											基 金		基金設置条例に基き保有する資産	流動資産				
款	項	目	節	附 記																																																														
固定資産																																																																		
	投 資																																																																	
		基 金		基金設置条例に基き保有する資産																																																														
		長 期 未 収 金																																																																
流動資産																																																																		
款	項	目	節	附 記																																																														
固定資産																																																																		
	投 資																																																																	
		基 金		基金設置条例に基き保有する資産																																																														
流動資産																																																																		
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>																																																																		

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

◇ 告 示 ◇

阪神水道企業団告示第2号

平成24年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成23年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成24年3月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

平成23年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△ 減)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	22,224,904 千円	2,090,709 千円	24,315,613 千円
第1項 営業費用	16,061,313 千円	59,045 千円	16,120,358 千円
第3項 特別損失	2,701,200 千円	2,031,664 千円	4,732,864 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,950,763 千円は、文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,950,763 千円は、7,768,227 千円で補てんするものとする。」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△ 減)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,362,604 千円	903,807 千円	7,266,411 千円
第3項 国庫補助金	131,928 千円	△ 1,428 千円	130,500 千円
第8項 水利還付金	0 千円	905,235 千円	905,235 千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△ 減)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	14,861,856 千円	355,318 千円	15,217,174 千円
第1項 建設改良費	2,669,467 千円	△ 229,288 千円	2,440,179 千円
第5項 国庫補助金返還金	28,892 千円	282,891 千円	311,783 千円
第6項 出資金返還金	0 千円	301,715 千円	301,715 千円

阪神水道企業団告示第3号

平成24年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、分賦基本水量等の決定については、次のとおりである。

平成24年3月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

平成24年度から

1日最大給水量及び分賦基本水量

平成27年度まで

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量を、平成24年度から平成27年度までについて別表のとおり定める。

別表

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
	1日最大 給水量	分賦基本 水量	1日最大 給水量	分賦基本 水量	1日最大 給水量	分賦基本 水量	1日最大 給水量	分賦基本 水量
平成24年度	653,381	166,938,955	243,623	62,246,005	188,504	48,162,845	42,492	10,856,925
平成25年度	653,381	166,938,955	243,623	62,246,005	188,504	48,162,845	42,492	10,856,925
平成26年度	653,381	166,938,955	243,623	62,246,005	188,504	48,162,845	42,492	10,856,925
平成27年度	653,381	167,396,322	243,623	62,416,542	188,504	48,294,798	42,492	10,886,670

阪神水道企業団告示第4号

平成24年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成24年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

平成24年3月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

平成24年度
阪神水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(給水市名)	(1日平均給水量)	(年間総給水量)
神戸市	457,367 m ³	166,938,955 m ³
尼崎市	170,537 m ³	62,246,005 m ³
西宮市	131,953 m ³	48,162,845 m ³
芦屋市	29,745 m ³	10,856,925 m ³
計	789,602 m ³	288,204,730 m ³

収 入

第1款 水道事業収益	19,125,078 千円
第1項 営業収益	18,759,082 千円
第2項 営業外収益	365,995 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	19,235,350 千円
第1項 営業費用	16,310,821 千円
第2項 営業外費用	2,919,526 千円
第3項 特別損失	3 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,241,586 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 185,904 千円及び損益勘定留保資金 9,055,682 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,737,451 千円
第1項 企業債	4,100,000 千円
第2項 出資金	1,611,095 千円
第3項 国庫補助金	22,653 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円
第5項 工事負担金	1 千円
第6項 基金収入	3,700 千円
第7項 その他資本収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	14,979,037 千円
第1項 建設改良費	1,854,474 千円
第2項 企業債償還金	9,825,946 千円
第3項 投資	3,700 千円
第4項 水利負担金	3,290,215 千円
第5項 国庫補助金返還金	4,702 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
猪名川浄水場計算機制御装置 取替工事	平成24年度から 平成27年度まで	2,404,710 千円
甲東ポンプ場次亜塩素酸ナトリウム 注入設備取替工事	平成24年度から 平成25年度まで	134,106 千円
保安警備業務委託	平成24年度から 平成27年度まで	165,301 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	導送配水管路整備事業費充当のため	187,000 千円
	浄水施設整備事業費充当のため	0 千円
	上水道布設第5期拡張工事借換債発行のため	2,981,000 千円
	琵琶湖総合開発事業下流負担金借換債発行のため	443,000 千円
	日吉ダム下流負担金借換債発行のため	39,000 千円
	猪名川総合開発事業負担金借換債発行のため	0 千円
	導送配水管路整備事業借換債発行のため	283,000 千円
	浄水施設整備事業借換債発行のため	

127,000千円

送配水施設整備事業借換債発行のため

40,000千円

起債の方法	国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。
利率	年5.9%以内
償還の方法	本年度の元金は、借入れの翌日から5年以内を据置き、その後30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第9条 企業債利息、水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び子ども手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、203,611千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、912,373千円と定める。

阪神水道企業団告示第5号

平成24年第1回阪神水道企業団議会定例会において議決された、相互救済事業の委託については、次のとおりである。

平成24年3月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

相互救済事業の委託について

相互救済事業の委託について、地方自治法第263条の2第1項の規定により、毎年度予算で定める経費を支弁して、阪神水道企業団の所有又は占有に属する財産で必要なものの火災その他の災害による損害に対する相互救済事業を、社団法人全国市有物件災害共済会に委託したいので、議会の議決を求める。

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年4月13日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 業務概要

- (1) 業務名称
平成24年度尼崎浄水場特別開放イベント企画・運營業務
 - (2) 業務内容
阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の尼崎浄水場で開催する尼崎浄水場特別開放イベントの企画・運營業務及びこれに係る付帯業務
※ 内容については、平成23年度尼崎浄水場特別開放イベント概要（別添）を参照すること。
 - (3) 履行期間
契約日から平成24年7月6日（金）まで
※ イベント実施日 平成24年6月2日（土）
 - (4) 上限金額
4,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 プロポーザルを求める内容
上記業務の実施にあたってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。
- (1) イベント内容とイベント運営に当たっての創意工夫に対する考え方
イベント内容とイベント運営に当たって創意工夫を凝らす事項（企業団及び水道事業のPR、集客方法、イベント内容、会場レイアウト、仮設物の設置及び会場設営、運営及び撤去中の安全対策並びに会場の管理運営等）
 - (2) 業務経費の算定（見積価格）
本業務を受託した場合の見込み経費について、見積書及び積算根拠となる内訳
- 3 参加資格
プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (4) 「平成23・24年度阪神水道企業団競争入札参加資格（その他（役務）」）を有している者であること。
 - (5) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
 - (7) 委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。
 - (8) 過去5年間（平成19年度から平成23年度まで）に、国又は都道府県等、公共事業体において、施設の見学や事業の啓蒙を目的としたイベント業務を受注し、実施した実績を有すること。
- 4 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項
- (1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。
 - ア 参加表明書（様式－1）
 - イ 誓約書（様式－2）
 - ウ 3－(8)に記載する過去5年間の業務実績（様式－3）
 - エ その他必要書類（様式任意）

5 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。

(2) 提出先及び提出期限

ア 提出先（受付担当）

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係 TEL 078-431-1902

イ 受付期間 公告の日から平成24年4月20日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日 午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

6 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～4月20日
提案書提出の受付	～4月27日
提案書の特定及び契約締結	5月7日～

(2) 提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

7 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8 その他の留意事項

(1) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。

(2) 参加表明書及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

(5) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。

(6) その他本書に記載のない事項、質問事項等については、5-(2)に記載した受付担当に問い合わせること。

(7) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に

準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を企業団に提出すること。

様式－1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

- 1 公告日 平成24年 月 日
- 2 業務名 平成24年度尼崎浄水場特別開放イベント企画・運營業務

担当部署
担当者名
T E L
F A X
E - m a i l

様式－2

誓約書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

「平成24年度尼崎浄水場特別開放イベント企画・運營業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

・過去5年間の業務実績

業務(イベント)名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
イベントの特徴	

注1：業務の概要及びイベントの特徴については、具体的に記述すること

注2：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。
また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。

◇任 免◇

技術部浄水管理事務所施設課長

技術職員 砂田 義彦

技術部浄水管理事務所施設課主査事務取扱を免ずる
願いにより職を免ずる

(以上 平成24年3月31日付)

技術部施設管理課主査

技術職員 北野 幸治

技術部主幹に補する

技術部浄水管理事務所施設課主査

技術職員 上月 慶治

技術部浄水管理事務所浄水課長に補する

総務部経営企画課長

技術職員 橋本 利明

総務部主幹に配置換する

総務部財務課長

事務職員 木口屋拓郎

総務部総務課長に配置換する

総務部総務課長

事務職員 仮谷 清典

総務部経営企画課長に配置換する

総務部経営企画課主幹

事務職員 植田 健一
総務部財務課長に配置換する
総務部経営企画課主幹
技術職員 込山 健二
技術部浄水管理課主幹に配置換する
技術部主幹
技術職員 藤原 節夫
技術部浄水管理事務所施設課長に配置換する
技術部浄水管理事務所浄水課長
技術職員 村上 恵一
技術部水質試験所主幹に配置換する
技術部浄水管理事務所長
技術職員 二宮 正弘
技術部水質試験所長事務取扱を命ずる
技術部長
技術職員 小林 健一
技術部水質試験所長事務取扱を免ずる
技術部浄水管理事務所長
技術職員 二宮 正弘
技術部水質試験所主幹事務取扱を免ずる
技術部工務課主幹
技術職員 納庄 秀成
技術部工務課施設整備係長事務取扱を免ずる
(以上 平成24年4月1日付)